

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【公開番号】特開2008-264175(P2008-264175A)

【公開日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【年通号数】公開・登録公報2008-044

【出願番号】特願2007-110789(P2007-110789)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技用価値を用いて1ゲームに対して所定数の賭数を設定することによりゲームが開始可能となるとともに、各々が識別可能な複数種類の図柄を変動表示可能な可変表示装置に表示結果が導出表示されることにより1ゲームが終了し、該可変表示装置の表示結果に応じて入賞が発生可能とされたスロットマシンであって、

ゲームを進行させる制御を行う遊技制御手段を搭載した遊技制御基板と、

ゲームの進行上で使用する報知手段と、

を備え、

前記遊技制御手段は、

前記遊技制御手段を構成するマイクロコンピュータが動作を行うためのデータを読み出し及び書き込み可能に記憶する記憶領域を有し、前記スロットマシンへの電力供給が停止しても該記憶領域に記憶されているデータを保持することが可能なデータ記憶手段と、

所定の設定操作手段の操作に基づいて、入賞の発生が許容されるか否かが決定される割合が異なる複数種類の許容段階のうちから、いずれかの許容段階を選択する許容段階選択手段と、

前記許容段階選択手段により選択された許容段階を示すデータを前記データ記憶手段の記憶領域に割り当てられた許容段階記憶領域に設定する許容段階設定手段と、

前記可変表示装置の表示結果が導出される前に、前記許容段階記憶領域に記憶されている許容段階を示すデータを読み出し、該読み出したデータが示す許容段階に応じた割合で、遊技者にとって有利な特別遊技状態への移行を伴う特別入賞を含む入賞について発生を許容するか否かを決定する事前決定手段と、

前記事前決定手段によりいずれかの入賞の発生を許容する旨の決定がなされたときに、該入賞の発生を許容する旨の決定を示す決定情報を、前記データ記憶手段の記憶領域に割り当てられた決定情報記憶領域に設定する決定情報設定手段と、

前記決定情報設定手段により前記特別入賞の発生を許容する旨の決定を示す特別決定情報が前記決定情報記憶領域に設定され、該許容された特別入賞が発生しなかったときに、前記特別決定情報を次ゲーム以降に持ち越す持越手段と、

前記遊技制御手段の起動時に、前記データ記憶手段に記憶されているデータが正常か否かを判定する記憶データ判定手段と、

前記記憶データ判定手段により前記データ記憶手段に記憶されているデータが正常ではないと判定されたときに、ゲームの進行を不能化するデータ異常時不能化手段と、

前記データ異常時不能化手段により前記ゲームの進行が不能化された状態において、前記設定操作手段の操作に基づいて前記許容段階設定手段により前記許容段階が新たに設定されたことを条件に、前記ゲームの進行が不能化された状態を解除し、ゲームの進行を可能とするデータ異常時不能化解除手段と、

前記記憶データ判定手段により前記データ記憶手段に記憶されているデータが正常であると判定されたときに、前記データ記憶手段に記憶されているデータに基づいて該遊技制御手段の制御状態を復帰させる遊技制御状態復帰処理を実行する遊技制御状態復帰処理手段と、

前記遊技制御手段の起動時に、前記決定情報記憶領域に特別決定情報が記憶されている状態で前記遊技制御手段の制御状態を復帰させるか否かを判定する特別決定状態判定手段と、

前記特別決定状態判定手段が前記決定情報記憶領域に特別決定情報が記憶されている状態で前記遊技制御手段の制御状態を復帰させると判定した場合に、前記特別入賞の発生が許容されている旨を前記報知手段にて報知させる報知制御を行う起動時報知制御手段と、
を含む、

ことを特徴とするスロットマシン。

【請求項 2】

所定の演出を行う演出装置と、

前記遊技制御基板と通信可能に接続され、前記遊技制御手段から送信された制御情報の受信に基づき前記演出装置の制御を行う演出制御手段を搭載した演出制御基板と、
を備え、

前記報知手段は前記演出装置にて構成され、

前記起動時報知制御手段は、前記遊技制御手段の起動時に前記特別決定状態判定手段による判定結果に基づいて、前記特別決定情報が記憶されている状態で前記遊技制御手段の制御状態が復帰するか否かを特定可能な起動時情報を前記制御情報として前記演出制御手段に対して送信する起動時情報送信手段を含み、

前記演出制御手段は、前記起動時情報を受信し、該起動時情報から前記特別決定情報が記憶されている状態で前記遊技制御手段の制御状態が復帰する旨が特定された場合に、前記演出装置により前記特別入賞の発生が許容されている旨を報知する報知演出を実行させる報知演出実行手段を含む、

ことを特徴とする請求項 1 に記載のスロットマシン。

【請求項 3】

前記演出制御手段は、該演出制御手段が起動した後、前記遊技制御手段から前記起動時情報を受信するまで、該起動時情報以外の制御情報を受信しても該制御情報に基づく演出の制御を禁止する演出禁止手段を含む、

ことを特徴とする請求項 2 に記載のスロットマシン。

【請求項 4】

コネクタ同士での接続により着脱可能に前記演出制御基板と前記遊技制御基板との間に設けられ、前記演出制御基板と前記遊技制御基板とを通信可能に接続するための配線と、

前記演出制御基板と前記遊技制御基板との間における配線上のコネクタ同士での接続を、該コネクタ同士での接続に関わる解除規制部位を破壊しない限り、解除不能とする接続解除規制状態を形成する遊技演出間接続解除規制手段と、

を備える、

ことを特徴とする請求項 2 または 3 に記載のスロットマシン。

【請求項 5】

ゲームの進行に関わる信号を出力する第 1 の電子部品と遊技の進行に関わる信号が入力される第 2 の電子部品とのうち少なくとも一方を含む遊技用電子部品と、

コネクタ同士での接続により着脱可能に前記遊技用電子部品と前記遊技制御基板との間

に設けられ、前記遊技用電子部品と前記遊技制御基板とを電気的に接続するための配線と、
前記遊技用電子部品と前記遊技制御基板との間ににおける配線とコネクタ同士で接続され、
前記遊技用電子部品と前記遊技制御基板との間での信号の入出力を中継する中継基板と、
前記遊技用電子部品と前記遊技制御基板との間ににおける配線上のコネクタ同士での接続を、該コネクタ同士での接続に関わる解除規制部位を破壊しない限り、解除不能とする接続解除規制状態を形成する電子部品接続解除規制手段と、

を備え、

前記電子部品接続解除規制手段は、

前記遊技制御基板と前記中継基板との間ににおける前記配線のコネクタ同士での接続を解除不能とする第1の接続解除規制手段と、

前記中継基板と前記遊技用電子部品との間ににおける前記配線のコネクタ同士での接続を解除不能とする第2の接続解除規制手段と、

を含む、

ことを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のスロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明のスロットマシンは、請求項1～5のいずれかに記載のスロットマシンであって、

前記可変表示装置の表示結果を導出させる際に操作される導出操作手段（ストップスイッチ8L、8C、8R）を備え、

前記遊技制御手段（メイン制御部41）は、

前記ゲームの開始以降の所定の計時開始条件が成立したこと（リールの回転開始）に基づいて計時を開始する計時開始手段と、

前記計時開始手段が計時を開始した後に予め定められた自動停止時間が経過する前の段階で前記導出操作手段が操作されたとき（リール回転開始後、自動停止時間が経過する前に変動中のリールの停止操作がなされたとき）に、前記事前決定手段の決定結果に応じた制御パターン（内部抽選の結果に対応するデータ作成用テーブルに基づいて生成した停止制御テーブル）に基づいて前記可変表示装置（リール2L、2C、2R）の表示結果を導出させる制御を行う操作時導出制御手段と、

前記計時開始手段が計時を開始した後に前記自動停止時間が経過したとき（リール回転開始後、自動停止時間が経過した時点で未だ変動中のリールがあるとき）に、前記可変表示装置（リール2L、2C、2R）の表示結果として入賞に対応しない非入賞表示結果（いえの入賞ラインにも役が揃わない表示結果）を導出させる制御を行う自動導出制御手段と、

前記自動導出制御手段により前記可変表示装置（リール2L、2C、2R）に前記非入賞表示結果（いえの入賞ラインにも役が揃わない表示結果）を導出させる制御が行われた場合に、前記可変表示装置に導出された表示結果が入賞に対応する入賞表示結果であるか否かを判定する（入賞ライン上にいえの役が揃っているか否かを判定する）自動導出時入賞判定手段と、

前記自動導出時入賞判定手段が前記入賞表示結果であると判定したときに、ゲームの進行を不能化する異常入賞時不能化手段（異常入賞エラー）と、

を含む、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、導出操作手段の操作によらず、予め定められた自動停止時間が経過

したことにより可変表示装置に表示結果を導出させる制御が行われた場合（以下自動停止ともいう）には、事前決定手段によりいずれかの入賞の発生が許容されていても、可変表示装置に導出された表示結果が非入賞表示結果、すなわちハズレの表示結果となるため、偶然性の要素だけで入賞が発生してしまうのを防ぐことができ、射幸性の抑制の担保を図ることができる。

また、自動停止により可変表示装置に表示結果を導出させる制御が行われた後、該可変表示装置に導出された表示結果が入賞に対応する表示結果であると判定された場合、すなわち自動停止にも関わらず何らかの異常により誤作動して入賞が発生した場合には、ゲームの進行が不能化されるので、本来であれば入賞してはいけない入賞が発生した場合でも、正常な入賞として処理されてしまうことがなく、ゲームの公平性が損なわれてしまうことがない。

尚、計時開始手段が計時を開始する所定の計時開始条件は、ゲームの開始以降に成立する条件であれば良く、例えば、ゲームの開始操作が行われたとき、可変表示装置の変動が開始したとき、可変表示装置の変動開始後、停止操作手段の操作が有効となったとき、停止操作に伴い無効化された停止操作手段の操作が再度有効となったとき、最後に停止操作手段が操作されたときなどである。

また、可変表示装置が、複数の可変表示領域から構成されている場合に、前記自動導出制御手段は、前記計時開始手段が計時を開始した後に前記自動停止時間が経過したときに、全ての可変表示領域が導出された時点で表示結果の組み合わせが入賞を構成しない組み合わせとなるように、未だ変動中の可変表示領域に表示結果を導出させる制御を行うものであるが、前記予め定められた自動停止時間が経過する前に、前記導出操作手段が操作されたことにより既に可変表示領域に表示結果が導出されており、かつ既に導出された表示結果によって入賞（例えば、いずれか1つの可変表示領域の表示結果によって成立する入賞など）が成立している場合にはこの限りではない。